

## 県民の皆様へ

1. 大阪府においては、昨日、軽症中等症病床の使用率が 103.5%に達するなど病床がひっ迫する状況となっております。
2. 本県は、現在、まん延防止等重点措置の適用を受け、都道府県をまたぐ不要不急の移動は、極力控えていただくよう県民の皆様にはお願いしているところですが、県内在住の親御さん等が感染拡大地域に在住の基礎疾患を有するご子息、きょうだい等を、本県へ一時的に帰県させたいと希望される場合に限って、来県時に一定期間、宿泊施設に滞在していただいた上で、実家等に帰ってもらうための支援制度の 4 回目を開始することといたしました。
3. 今般は、大阪府における感染拡大に伴う医療ひっ迫状況を踏まえ、この一時帰県の支援制度を再開するものです。
4. 受付期間は、2月10日から2月28日までといたします。
5. 島根県としては、感染拡大の局面にある大阪府をはじめとした地域の新規感染者数が、一日も早く減少することを望むものでありますけれども、不安に思われる県民の皆さんの気持ちに寄り添った支援ということで、親御さんの立場に立ったサポートを実施していく考えでございます。

令和4年2月8日

島根県知事 丸山達也